## 令和8年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 2	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望 項目名	アーベル賞受賞に伴う国際的に評価される学術賞で交付される金品に関する非課税措置の指定の拡充
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 所得税法第九条第一項第十三号及び昭和 44 年大蔵省告示第 96 号における非課税措置の指定の拡充
関係条文	・特例措置の内容 国際的に評価される学術賞のうち、ノーベル賞など所得税法第九条第一項第十三号及び昭和44年大蔵省告示第96号における指定の対象となっている賞については、交付される金品(賞金)に対して非課税措置が取られている。 ノルウェー政府(教育研究省)が2002年に創設した「アーベル賞」は、毎年度、顕著な業績をあげた数学者に贈られ、「数学のノーベル賞」と称され国際的に評価される学術賞である。2025年の日本人初受賞を契機とし、数学分野における研究の更なる振興のため、非課税措置の指定の対象として新たに大蔵省告示に位置付けることとしたい。  〇所得税法(昭和40年3月31日法律第33号)(抄)第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。 (略) 十三次に掲げる年金又は金品(略) ホノーベル基金からノーベル賞として交付される金品 へ外国、国際機関、国際団体又は財務大臣の指定する外国の団体若しくは基金から交付される金品でイからホまでに掲げる年金又は金品に類するもの(給与その他対価の性質を有するものを除く。)のうち財務大臣の指定するもの
	所得税法第九条第一項第十三号二又はへに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件 [初年度] ▲5 ( ー ) [平年度] ▲5 ( ー ) (単位:百万円)
減収見込額	

## (1) 政策目的

## 要望理由

国際的に評価される学術賞において交付される金品(賞金)に対して非課税措置を取ることにより、受賞者の今後の活躍への動機付けや、受賞分野の発展や同分野への将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりを図り、我が国の国際的なプレゼンス向上に資する学術研究の推進や、次世代を担う人材の裾野拡大を進める。

## (2) 施策の必要性

国際的に評価される学術賞に関して、ノーベル賞(経済学賞を除く)については、1949年の日本人初のノーベル賞受賞を契機に、また、数学分野の国際的な賞であるフィールズ賞については、1990年の受賞を契機に非課税の取扱いとされている。

「アーベル賞」は"数学のノーベル賞"とも呼ばれている学術賞であり、2025年に日本人が初めて受賞。 過去のアーベル賞受賞者においては、フィールズ賞受賞後にアーベル賞を受賞するケースもあり、今後も日 本人の受賞の可能性が想定される(これまでフィールズ賞を受賞した日本人研究者は3名)。

※アーベル賞:年齢制限なし、フィールズ賞:40歳未満が対象

過去、日本人研究者がノーベル賞を受賞した際は、これを契機に当該受賞分野の意義や重要性が社会的に も再認識され、当該分野の発展に寄与してきたところ。また、過去のアーベル賞受賞者が賞金を数学分野の 将来ある学生への助成に活用しているケースや、過去のノーベル賞受賞者において賞金を若手研究者への助 成のための基金創設に活用しているケースがある。

我が国の数学は、過去のフィールズ賞受賞など国際的にも高く評価され、これまでアジアにおいて先導的な役割を果たしてところであるが、昨今では、諸外国では国策として数学分野の研究の振興が活発化している中、日本の数学研究は国際的に相対的な地位の低下が顕在化している。

さらに、アカデミアや産業界からも、数学分野の振興に関する提言や取組がなされており、こうした状況 を踏まえ、政府において数学分野の振興を掲げている。

上記の状況を踏まえ、今回のアーベル賞の受賞は、我が国の国際的なプレゼンスの向上による研究の新たな展開や、将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりをもたらし、数学分野の振興をより一層進める契機にもなるものであることから、本施策は高い必要性を有する。

本要望に 対応する 縮減案

|-

今回の要望(税負担軽減措置等)に関連する事項	<u> </u>	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	文部科学省政策体系(抄) 政策目標8 科学技術・イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤の強化、研究のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する。 施策目標8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化施策目標8-2 基礎研究・学術研究の振興施策目標8-3 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進
		政策の 達成目標	国際的に評価される学術賞の受賞者の今後の活躍への動機付けや、受賞分野の発展や同分野への将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりを図り、我が国の国際的なプレゼンス向上に資する学術研究の推進や、次世代を担う人材の裾野拡大を進める。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
		同上の期間中 の達成目標	_
		政策目標の 達成状況	_
	有効性	要望の措置の 適用見込み	アーベル賞受賞者(2025 年:1名)
		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	国際的に評価される学術賞であるアーベル賞を非課税措置の対象とすることは、政府 において掲げている数学分野の振興や研究の新たな展開に資するとともに、将来を担う 子供や若手研究者における関心の高まりをもたらし、学術振興を推進するものである。
	相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税においても同様の改正要望を行っている。
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_

	要望の措置の 妥当性	アーベル賞は、ノルウェー政府により創設された賞であり、ノルウェー政府(ノルウェー教育研究省)及びノルウェー科学文学アカデミーが運営・授与を行い、賞金はノルウェーの国家予算より支出されている。 このように、賞の政府主体関与性や、それに基づく安定的・持続的な賞の運営、国際的知名度や受賞が与える社会的なインパクトも大きいことなどを踏まえると、アーベル賞とノーベル賞の学術的権威性や社会的波及効果は同等であると評価できる。 さらに、過去のアーベル賞受賞者の賞金の使途例や、政府が掲げる数学分野及び学術振興の推進、今後の日本人の受賞の可能性等も踏まえれば、アーベル賞について所得税の非課税措置対象として取扱うことが妥当と考えられる。
--	---------------	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	_
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		